

資 料

英米刑事法研究 (41)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

〈アメリカ刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2021年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
小川佳樹	松田正照
佐藤友幸	小島 淳
野村健太郎	中川武隆
原田和往	芥川正洋
大庭沙織	田山聡美
滝谷英幸	渡邊卓也

アメリカ刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2021年10月開廷期 刑事関係判例概観

I はじめに	1510 (2022)
II 逮捕, 捜索・押収	Shinn v. Ramirez, 142 S. Ct. 1718 (2022)
Rivas-Villegas v. Cortesluna, 142 S. Ct. 4 (2021) (per curiam)	Kemp v. United States, 142 S. Ct. 1856 (2022)
City of Thalequah v. Bond, 142 S. Ct. 9 (2021) (per curiam)	Shoop v. Twyford, 142 S. Ct. 2037 (2022)
III 自己負罪拒否特権	
Vega v. Tekoh, 142 S. Ct. 2095 (2022)	X 刑事実体法
IV 事実審理手続	United State v. Taylor, 142 S. Ct. 2015 (2022)
United States v. Tsarnaev, 142 S. Ct. 1024 (2022)	Ruan v. United States, 142 S. Ct. 2370 (2022)
V 証人対面権	Wooden v. United States, 142 S. Ct. 1063 (2022)
Hemphill v. New York, 142 S. Ct. 681 (2022)	XI その他
VI 二重の危険	Thompson v. Clark, 142 S. Ct. 1332 (2022)
Denezpi v. United States, 142 S. Ct. 1838 (2022)	New York State Rifle & Pistol Ass'n., Inc. v. Bruen, 142 S. Ct. 2111 (2022)
VII 量刑	United States v. Zubaydah, 142 S. Ct. 959 (2022)
Concepcion v. United States, 142 S. Ct. 2389 (2022)	
VIII 死刑	FBI v. Fazaga, 142 S. Ct. 1051 (2022)
Ramirez v. Collier, 142 S. Ct. 1264 (2022)	Egbert v. Boule, 142 S. Ct. 1793 (2022)
Nance v. Ward, 142 S. Ct. 2214 (2022)	
IX ヘイピアス・コーパス	Oklahoma v. Castro-Huerta, 142 S. Ct. 2486 (2022)
Brown v. Davenport, 142 S. Ct.	

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2021年10月開廷期の22件の刑事関係判決を紹介する。本開廷期も、意見付きの判決全体の数は少なく、合計は66件にとどまった。

これら22件の判決のうち、「死刑」、「ヘイビラス・コーパス」、「刑事実体法」、「その他」の各2件、「自己負罪拒否特権」、「事実審理手続」、「証人対面権」、「量刑」の各1件をそれぞれ重要判決として紹介し、「逮捕、捜索・押収」の2件を含むその余についてはその他の判決として要点を紹介した。

これらの判決のうち、とくにインパクトの大きいものとして、「その他」で紹介する、ニューヨーク州の拳銃の所持規制を違憲とした New York State Rifle & Pistol Ass'n., Inc. 判決がある。同判決は、場所・態様等を問わず、公共の場所においても拳銃の所持・携行を可能とする免許の付与について同州が課している「適正な理由」の要件は、武器の保有・携行の権利を規定する合衆国憲法修正2条に違反するとした。拳銃の規制に関しては、2007年10月開廷期の Heller 判決⁽¹⁾で、私人による拳銃所持の原則禁止を定めたコロンビア特別区の法律が違憲とされ、2009年10月開廷期の McDonald 判決⁽²⁾では、同様のシカゴ市の条例が違憲とされていて、連邦最高裁が拳銃所持規制を違憲とすること自体は驚きではない。しかし、先行する Heller 判決や McDonald 判決は、自宅での保有を目的として拳銃所持免許が求められた事案に関するものであったの対し、本開廷期の New York State Rifle & Pistol Ass'n., Inc. 判決の事案は、公共の場所での拳銃の携行をも許容する免許の付与に関するものであり、今後のニューヨーク州での事態の推移は、同州でどのような対応措置がとられるかにもよるが、少なくとも、この判決がアメリカ社会にもたらす影響は極めて大きいことが予想される。なお、連邦司法省は、この判決当日、これに異議を唱える内容の声明を出している。

また、「自己負罪拒否特権」で紹介する Tekoh 判決は、ミランダ・ルールを憲法準則（constitutional rule）であるとした1999年10月開廷期の Dickerson 判決を否定まではしないものの、ミランダ・ルールの予防準則性を強調し、被疑

(1) District of Columbia v. Heller, *infra* note 41.

(2) McDonald v. City of Chicago, *infra* note 42.

者・被告人側からみた——少なくとも、合衆国法典第42編1983条との関係における——権利性を否定し、ミランダ・ルールの今後に不透明感を生じさせた。

「死刑」で紹介する2件は、それぞれ、執行方法や執行時の牧師による宗教的行為に関する事案であるが、執行方法に関する事件は、合衆国法典第42編1983条の規定に基づいて提起されたものであった。前記 New York State Rifle & Pistol Assn., Inc. 判決および Tekoh 判決の事件も同様である。

このほか、Jackson Women's Health Organization 判決⁽³⁾は、Roe 対 Wade 判決⁽⁴⁾を覆し、その影響は本開廷期後に行われた中間選挙にも及んだが、同事件で問題となった州法には、かつては、民事制裁金の定めがあったようであるが本概観執筆時点では確認できなかったので、本概観ではとり上げないこととした。また、それに先立つ本開廷期はじめの Whole Woman's Health 判決⁽⁵⁾で問題となったテキサス州の中絶禁止法は、私人による民事的措置による法執行を定めたもので、その手法自体は政策的視点から興味深いものがあるが、本概観ではとり上げていない。

(田中利彦)

II 逮捕, 搜索・押収

逮捕, 搜索・押収についての本開廷期の判決としては、警察官の行為が合衆国憲法修正4条に違反する過剰な実力行使に当たるとして、合衆国法典第42編1983条に基づき提起された損害賠償請求訴訟で、警察官の行為は明確に確立した法に違反しないとして、限定的免責 (qualified immunity) を認めた Cortesluna 判決⁽⁶⁾、警察官は自己の行為が違法であることにつき公正な告知を受けていなかったとして、同じく限定的免責を認めた Bond 判決⁽⁷⁾がある。

(洲見光男)

(3) Dobbs v. Jackson Women's Health Organization, 142 S. Ct. 2228 (2022).

(4) Roe v. Wade, 410 U. S. 113 (1973).

(5) Whole Woman's Health v. Jackson, 142 S. Ct. 522 (2021).

(6) Rivas-Villegas v. Cortesluna, 142 S. Ct. 4 (2021) (per curiam).

(7) City of Thalequah v. Bond, 142 S. Ct. 9 (2021) (per curiam).

Ⅲ 自己負罪拒否特権

・ Tekoh 判決⁽⁸⁾

1965年10月開廷期の *Miranda* 判決⁽⁹⁾は、身柄拘束中の取調べそれ自体に、合衆国憲法修正5条——自己負罪拒否特権の保障——のいう、供述を強要するような性質があり、そのような性質を除去するために一定の手続的保護措置がとられなければならないとした。そのような措置として示されたのが、被疑者に対する取調べに関する権利の告知——ミランダ告知——や、捜査官がミランダ告知をしなかったといった場合の供述の証拠排除を内容とする、ミランダ・ルールである。しかし、その後の判例は、実際に供述が強要された場合とミランダ・ルール違反の場合とを区別し、ミランダ・ルールは、それ自体は連邦憲法によって保護される権利ではなく、修正5条のための「予防準則 (prophylactic rule)」に過ぎないとして、その適用範囲を限定していくことになる。そのため、ミランダ・ルールについては、修正5条に基づくものなのか、それとも、連邦最高裁の証拠法に関する監督権の行使によって創出されたものに過ぎないのかといった問題が生じることになったが、1999年10月開廷期の *Dickerson* 判決⁽¹⁰⁾では、それは「憲法準則 (constitutional rule)」であるとされた。

そして、本件は、ミランダ・ルール違反があった場合に、被疑者であった者が、合衆国法典第42編1983条に基づき、捜査官に損害賠償を求めることができ

(8) *Vega v. Tekoh*, 142 S. Ct. 2095 (2022). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, トーマス, ゴーサッチ, カヴァノー, バレット各裁判官同調) のほか、ケーガン裁判官の反対意見 (ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調) がある。

(9) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966) [紹介, 芝原邦爾・ジュリスト356号106頁 (1966年), 田宮裕・アメリカ法1966年2号328頁 (1966年), 伊藤正己ほか編『英米判例百選 I——公法』172頁 [石川才顕] (有斐閣, 1978年), 藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選 (第3版)』114頁 [小早川義則] (有斐閣, 1996年), 樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』112頁 [笹倉宏紀] (有斐閣, 2012年)].

(10) *Dickerson v. United States*, 530 U.S. 428 (2000) [紹介, 小早川義則・現代刑事法2巻10号63頁 (2000年), 鈴木義男ほか・現代刑事法3巻2号4頁 (2001年), 三好潤一・英米法学40号133頁 (2001年), 藤倉皓一郎・小杉丈夫編『衆議のかたち——アメリカ連邦最高裁判所判例研究 (1993~2005)』135頁 [田中利彦] (東京大学出版会, 2007年)].

るかが問題となった事案である。

医療機関に勤務していた被上告人 Tekoh について、患者を被害者とする性犯罪の疑いが生じ、上告人 Vega は、捜査官として当該医療機関に赴き、そこで Tekoh に質問を行った。そして、結局、Tekoh は、被害者の性器に触れたのは不適切であったことを認める書面を作成し、提出した。その際、Vega は、ミランダ告知をしなかった。

Tekoh は、上記犯罪で州裁判所に起訴された。Tekoh はミランダ・ルール違反があるとして自白の排除を申し立てたが、州裁判所はこれを斥けた。しかし、事実審理の結果、Tekoh には無罪判決が言い渡された。

その後、Tekoh は、連邦憲法上の権利が侵害されたとして、1983条に基づき、Vega に損害賠償を求める訴えを連邦地裁に提起した。連邦地裁の裁判官は、ミランダ・ルールは予防準則に過ぎず、その違反は1983条の損害賠償責任の基礎とはなり得ないとの理解のもとで陪審説示を行い、陪審は、Vega に有利な判断をした。これに対し、第9巡回区連邦控訴裁は、Tekoh の主張を容れ、ミランダ・ルールに反してとられた供述を被告人に不利益な証拠として使用することは修正5条に違反し、1983条の損害賠償責任を基礎づけるものであるとした。

上告を受理した連邦最高裁は、大要、以下のような判断を示して原判決を破棄し、事件を差し戻した。

原判決は、ミランダ・ルール違反は「自己負罪の強要に対する修正5条の権利の侵害 (violation of the Fifth Amendment right against compelled self-incrimination)」に当たるとする。しかし、それは誤りである。Miranda 判決も、その後の判例—— Dickerson 判決後の判例を含む——も、ミランダ・ルールを予防準則と捉えている。確かに、Dickerson 判決は、ミランダ・ルールは「連邦憲法に基づく (constitutionally based)」ものであるとしたが、しかし、それでもなお、同ルールが予防準則であることに変わりはない。したがって、Tekoh の連邦憲法上の権利を侵害したとの理由で1983条の損害賠償責任を Vega に認めることはできない。

もっとも、そうだとしても、予防準則としてのミランダ・ルールに違反したとの理由で1983条の損害賠償責任が認められないかが、さらに問題となる。そこで、検討を加えておくと、まず、予防準則としてのミランダ・ルールの適用範囲は「費用 (costs)」と「便益 (benefits)」との衡量によって決せられる。そうすると、ミランダ・ルール違反を1983条の損害賠償責任を基礎づけるもの

とすることが、費用と便益との衡量によって正当化されるかが問われることになる。そして、ミランダ・ルールの目的、すなわち、修正5条違反の予防は、ミランダ・ルールに反してとられた供述の証拠排除によって達成されるのであり、それに加えて1983条の損害賠償責任を捜査官に負わせることにしても、修正5条違反に対する抑止力がさらに増すとは考えられない。便益はそのようなものである一方で、相当程度の費用が見込まれるため、結論として、ミランダ・ルール違反は1983条の損害賠償責任を基礎づけるものではないと解すべきである。

(小川佳樹)

IV 事実審理手続

・Tsarnaev 判決⁽¹¹⁾

本件は、事実審裁判所が、陪審選定手続において当事者双方が共同して提案した、陪審員候補者に対する質問を斥けたこと、および被告人側が証拠として提出しようとした第三者の供述——訴追された犯罪事実とは直接的な関係がない——を排除したことがそれぞれ裁量の濫用に当たるかが争われた事案である。

2013年4月15日、兄弟である Tamerlan Tsarnaev と被上告人 Dzhokhar Tsarnaev は、ボストン・マラソンのゴール地点近くに仕掛けた自家製の圧力鍋爆弾を爆発させ、3人を殺害し数百人を負傷させた。3日後、捜査官が近づいてくるのを認めると両人は逃走し、逃走中、両人は警察官を殺害したり、車に乗っ取ったりした後、街頭で警察と闘争になった。闘争の際、Dzhokhar は不注意にも Tamerlan を車で轢死させてしまった。Dzhokhar は最終的に車を放棄し身を隠していたが、翌日に逮捕された。

Dzhokhar は、17の死刑に当たる犯罪を含む、30の犯罪で連邦の大陪審により起訴された。陪審選定のための準備手続において、当事者双方は共同して陪審員選別のための100の質問がある調査票——メディアの報道が陪審員候補者

(11) United States v. Tsarnaev, 142 S. Ct. 1024 (2022). トーマス裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, アリート, ゴーサッチ, カヴァノー, バレット各裁判官同調)のほか、バレット裁判官の同意意見(ゴーサッチ裁判官同調), ブライヤー裁判官の反対意見(ケーガン裁判官同調, ソトマイヨール裁判官一部同調)がある。

に予断を与えたか否かに関する複数の質問を含む——を提案したところ、連邦地裁は、それらの質問のうち、各陪審員候補者にメディアや他の情報源から事件に関して知った事実を列挙することを求めるものについては、焦点が定まっておらず、役に立つものではないとして斥けた。

3週間にわたる各陪審員候補者に対する個別の質問の後に、陪審が選定され、陪審は Dzhokhar をすべての訴因について有罪とし、検察官は死刑を求刑した。

量刑段階で、Dzhokhar は、Tamerlan が爆破事件の首謀者であって、自分は事件に協力するよう強要されたのだと主張し、刑の軽減を求めた。Tamerlan の支配欲が強い性格を証明するために、Dzhokhar は、Tamerlan がマサチューセッツ州における数年前の3件の殺人事件に関与したという、FBIによる取調べの際になされた Todashev の供述を提出しようとした。検察官は、当該供述は関連性がないか、または証明力がなく、争点を混乱させるおそれがあるとして、事実審裁判所に数年前の殺人事件についてはとり上げないよう求め、さらに Todashev はすでに死亡しており、数年前の殺人事件について生存している証人がいないことも指摘した。

そして、結局、当該供述は排除され、陪審は Dzhokhar について訴追されたうちの6つの犯罪により死刑が相当だとしたため、同人には死刑が言い渡された。

第1巡回区連邦控訴裁は、各陪審員候補者がどのようなメディアにどの程度接触したかについて連邦地裁が質問しなかったことは裁量の濫用であり、さらに連邦地裁が量刑段階において Tamerlan の数年前の殺人への関与に関する供述証拠を排除したことも裁量の濫用に当たるとして、連邦地裁の判決を破棄した。

連邦最高裁は、概ね以下のような判断を示して、第1巡回区連邦控訴裁による原判決を破棄・差戻しとした。

爆破事件に関して、各陪審員候補者がどのようなメディアをどの程度利用したかについて、連邦地裁が質問しなかったことは裁量の濫用には当たらない。Skilling 判決⁽¹²⁾がいうように、陪審選定は「とくに事実審裁判官の職能に属

(12) Skilling v. United States, 561 U.S. 358 (2010) [紹介、門田成人・アメリカ法2011年1号278頁(2011年)、田中利彦編『アメリカの刑事判例2——2008年10月開廷期から2012年10月開廷期まで』116-119頁〔田山聡美〕(成文堂、2019年)].

し」、この領域におけるその広汎な裁量には陪審員候補者にどのような質問をするかを決定することが含まれる。本件では、爆破事件に関する事実審理前の大々的な報道の存在を認めつつも、連邦地裁は、当該質問は陪審員候補者が有している可能性のある予断よりも陪審員候補者が裁判所に出頭する前の段階において事件について知っていたことを不当に強調しているとして、当該質問を許容しなかったのである。この判断は合理的であり、まさに事実審裁判所の裁量の範囲内にとどまっている。

陪審選定手続の残りの部分によっても、連邦地裁が裁量を濫用したという疑いが払拭される。連邦地裁は陪審員候補者への100の質問がある調査票——陪審員候補者に対してどのようなメディアを利用したか、およびその情報のいずれが陪審員候補者に Dzhokhar に関する有罪または無罪の意見を形成させたかなど——を用いて、陪審員候補者の数を減らしたのである。連邦地裁は残った陪審員候補者に対して3週間にわたって個別の予備尋問 (*voir dire*) を行い、そこでは予断を明らかにする質問がなされていた。最終的に、連邦地裁は、予備尋問において陪審員候補者に、そして事実審理において選任された陪審員に、陪審員の判断は事実審理において提出された証拠に基づかなければならず、他の情報源に基づいてはならないと説示したのである。

連邦地裁が数年前の殺人事件に関する供述を量刑段階で排除したことも、裁量の濫用には当たらない。連邦死刑法 (Federal Death Penalty Act) は、死刑事件の裁判の量刑段階で、「刑の軽減又は加重に係るあらゆる事実を含む、量刑に関連するあらゆる事項に関する情報を提出することができる」としているが、連邦地裁は「不公正な偏見を創出し、争点を混乱させ、又は陪審を誤った判断に導く危険が、その証拠としての価値を上回る場合」、情報を排除することができるのである (合衆国法典第18編3593条 (c))。

本件において、Dzhokhar は、Tamerlan が爆破事件の首謀者であったという、刑の軽減のための主張の裏付けとして、同人が数年前の未解決の殺人事件に関与したことを示す証拠を提出しようとした。しかしながら、そのような証拠によって、陪審が数年前の殺人事件における同人の役割を確認したり、または評価したりすることが認められるものではない。連邦地裁が証拠としての価値がなく、陪審に混乱をもたらす可能性があるとして、当該証拠を排除したことは合理的であり、裁量を濫用したことにはならない。

(松田正照)

V 証人対面権

・ Hemphill 判決⁽¹³⁾

本判決は、手続準則であるため合衆国憲法修正 6 条の対面条項の射程が及ばないとして、州の先例上認められていた伝聞例外について、これに対してもその射程が及ぶと判断した事案である。

自動車に乗車していた 2 歳児が 9 ミリ弾の流れ弾によって死亡した殺人事件の捜査において、犯人は青いセーターを着ていたとの目撃者供述が得られていた。そして、事件の参考人の Gilliam は、Morris という人物が犯人であると供述していた。また、Morris の自宅の搜索により、9 ミリ弾と 357 マグナム弾が発見されていた。ところが、その後、Gilliam は、前言を翻し、犯人は Hemphill という人物であると供述した。

Gilliam の供述が信用できないと判断したニューヨーク州検察官は、Morris を謀殺罪の訴因で起訴した。しかし、答弁取引において、検察官と Morris との間で、Morris が 357 マグナムリボルバー所持罪の新訴因について有罪答弁をなすことを条件に、検察官が謀殺罪の訴因を取り消す旨の合意が成立した。Morris の審理は合意に沿って進められ、終結した。

数年後、Gilliam の自宅の搜索によって押収されていた青いセーターに Hemphill の DNA が付着していることが明らかになり、被疑者として Hemphill が浮上し、同人は謀殺罪で起訴された。Hemphill は、自身は無実であり、Morris が犯人であると主張した。その主張に際して、Hemphill は、Morris の自宅から 9 ミリ弾が発見された旨について言及していた検察側証人の証言を援用していた。この時点で Morris は合衆国外にあり、出頭できないと認められたため、検察官は、Morris の答弁における最終陳述時の記録謄本を証拠請求した。

この記録謄本が伝聞証拠に該当することについて争いはなかった。しかし、州の先例によれば、手続準則として、被告人が誤導的な印象 (misleading impression) を作出した場合には、これを是正するために合理的に必要な証拠

(13) Hemphill v. New York, 142 S. Ct. 681 (2022). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ブライヤー, アリート, ケーガン, ゴーサッチ, カヴァノー, バレット各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の同意意見 (カヴァノー裁判官同調), トーマス裁判官の反対意見がある。

を許容しても対面条項には違反しないとされていたところ、その要件が充たされているとして、州裁判所はこれを許容した。

有罪とされた Hemphill は、証人対面権の侵害を主張して上訴したものの、これが斥けられたため、連邦最高裁に救済を申し立てた。連邦最高裁は、大要以下のように判断して Hemphill の申立てを認容し、事件を州裁判所に差し戻した。

Crawford 判決⁽¹⁴⁾において当裁判所が示したように、証言的供述 (testimonial statement) には証人対面権の保障が及ぶ。すなわち、供述者が供述不能でない場合にはその者が事実審理に出頭しない限り、また、供述者が供述不能である場合でも被告人が反対尋問を行う事前的機会を有していたのでない限り、供述は証拠として許容されない。そして、この準則の例外として認められるのは、対面条項の成立時点において確立していた伝聞例外のみである。

Melendez-Diaz 判決⁽¹⁵⁾などの先例から分かるように、当裁判所は、州が被告人の対面権の行使に関する合理的な手続準則を柔軟な形で採用することを認めている。しかし、本件においてニューヨーク州が手続準則と称して援用する伝聞例外は、いかなる資料に関連および許容性があるかを判断する実体的な証拠準則である。この準則によって、事実審裁判官は証言的な伝聞証拠の信頼性・信用性の評価を行うことになり、被告人の証人対面権が侵害される。本件に即して述べるならば、Morris が犯人である旨の Hemphill の主張の妥当性お

(14) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号257-263頁 (2005年), 早野暁・比較法雑誌39巻4号210頁 (2006年), 二本柳誠・比較法学39巻3号204頁 (2006年), 堀江慎司「第6修正の対面条項の射程をめぐる最近の判例」アメリカ法2010年1号107-110頁 (2010年), 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁II——証人対面権, 強制的証人喚問権』140頁 (成文堂, 2010年), 樋口ほか編・前掲注 (9) 116頁 [津村政孝], 大沢秀介=大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』411頁 [君塚正臣] (成文堂, 2014年), 憲法訴訟研究会=戸松秀典編『続・アメリカ憲法判例』341頁 [津村政孝] (有斐閣, 2014年), 田中利彦編『アメリカの刑事判例1——2003年10月開廷期から2007年10月開廷期まで』65-67頁 [二本柳誠] (成文堂, 2017年)].

(15) Melendez-Diaz v. Massachusetts, 557 U.S. 305 (2009) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2008-2009年開廷期重要判例概観」アメリカ法2009年2号226頁 (2010年), 堀江・前掲注 (14) 116-119頁, 小早川・前掲注 (14) 229頁, 田中編・前掲注 (12) 62-64頁 [二本柳誠]].

よび誤導的な印象の作出の有無を事実審裁判官は判断すべきではない。

(佐藤友幸)

VI 二重の危険

二重の危険に関する本開廷期の判決としては、インディアン保留地——ウテ保留地——内で発生した単一の犯罪行為 (a single act) との関係で、まず連邦インディアン事務局の告発 (complaint) に基づき部族法 (tribal ordinance) 違反の訴因で訴追されて CFR (連邦行政命令集の略) 裁判所とも呼ばれる裁判所——現在では、自治権を有するインディアン部族のほとんどが、独自の部族裁判所 (tribal court) を設置しているが、かつて連邦の行政命令の規定に基づいて設置された裁判所が、部族側の予算等との関係で部族裁判所が設置されるに至っていないため、そのまま機能している地域があり、同裁判所の裁判官は連邦側が任命し (ただし、部族側の承認が必要とされる)、同裁判所において訴追を担当する検察官も連邦側が任命することになっている——で有罪判決を受け、その6か月後にさらに、上記部族法違反を構成する犯罪の要素を完全に包含し、それよりも重い連邦法違反の訴因で連邦大陪審により起訴された、ナバホ族に属する被告人が、いわゆる二重主権論 (dual sovereignty doctrine) は連続した訴追の対象となっている各犯罪の立法だけでなく訴追までもが異なる主権によってなされる場合にのみ機能するため、本件には妥当しないなどとして、連邦法違反による訴追は合衆国憲法修正第5条の二重危険禁止条項に違反する旨主張した事案において、同条項は文言上「同一の『犯罪』」についての二重訴追を禁止するものであり、訴追の対象となっている「犯罪」が各別の主権によって立法された「別々の」犯罪である限り、一方の「犯罪」に係る訴追がなされた後に他方の「犯罪」に係る訴追がなされることは、かりに各訴追の主体が同一であったとしても同条項には違反せず、したがって、本件でも同条項違反はないとした *Denezpi*⁽¹⁶⁾ 判決がある。

(小島 淳)

(16) *Denezpi v. United States*, 142 S. Ct. 1838 (2022). バレット裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、トーマス、ブライヤー、アリート、カヴァノー各裁判官同調) のほか、ゴーサッチ裁判官の反対意見 (ソトマイヨール、ケーガン各裁判官一部同調) がある。

Ⅶ 量刑

・ Concepcion 判決⁽¹⁷⁾

2007年、上告人 Concepcion は、13.8グラムのクラック・コカイン頒布につき有罪の答弁をし、2009年に19年——228月——の拘禁刑を言い渡された。判決当時、コカイン頒布に対し加重された量刑レンジ——5～40年の拘禁刑——を適用する要件は、粉末コカインの場合は500グラム以上とされていたのに対し、クラック・コカインの場合は5グラム以上とされていた。さらに、Concepcion が「常習犯罪者 (career offender)」とされたことで、結局、量刑レンジは57～71月から262～327月に引き上げられることになった。

ところが、判決の1年後に成立した2010年公正量刑法 (Fair Sentencing Act of 2010) は、その2条で、クラック・コカイン頒布について、粉末コカイン頒布との量刑格差を緩和すべく、上記加重レンジの適用要件を頒布量5グラムから28グラムに引き上げた。これを受けて連邦量刑委員会は翌2011年に該当する量刑レンジを引き下げ、その遡及適用を認めた。常習犯罪者であることを理由に刑を加重されていた Concepcion は、この引き下げの適用外とされたが、その後2018年ファースト・ステップ法 (First Step Act of 2018) が、上記公正量刑法2条につき遡及適用を認めたことにより、改めてレンジ引き下げの適用が受けられることになった。

Concepcion は、2019年に、ファースト・ステップ法に基づく申立てを行い、公正量刑法2条により自身に適用されるべき量刑レンジは262～327月から188～235月に引き下げられることになるはずだと主張した。検察は、レンジの引き下げには同意したうえで、Concepcion に言い渡された228月の拘禁刑は引き下げ後のレンジ内に収まるうえ、受刑記録によれば Concepcion には問題行動も認められるとして、減刑には反対した。

これに対し、Concepcion は、過去の有罪判決のうち1件はすでに失効し、残りの有罪判決もすでに刑の加重対象ではなくなっているため、自身はもはや常習犯罪者には当たらず、そうである以上、57～71月の量刑レンジが適用され

(17) Concepcion v. United States, 142 S. Ct. 2389 (2022). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (トーマス、ブライヤー、ケーガン、ゴースッチ各裁判官同調) のほか、カヴァノー裁判官の反対意見 (ロバーツ長官、アリート、バレット各裁判官同調) がある。

るべきであること、薬物依存プログラムや職業訓練を無事修了するなど、社会復帰も可能であることを主張した。

連邦地裁は、ファースト・ステップ法が認めているのは判決当時の事実を前提に法規定を遡及適用することであって判決以後に生じた事実を考慮することは認めていないとの理解を前提に、Concepcion の申立てを斥けた。

第 1 巡回区連邦控訴裁も連邦地裁判決を維持したが、その際、ファースト・ステップ法は、①公正量刑法による改正内容のみを考慮して——判決以後の更生状況等は考慮せずに——量刑の見直しの是非をまず判断し、②見直しをすべきだと判断された場合には、判決後の更生状況等も考慮して具体的な量刑を決める、という 2 段階の判断を求めているとの解釈を示した。

Concepcion の上告を受理した連邦最高裁は、概ね以下のような理由を述べ、裁判官が量刑で考慮できる事実の範囲を限定する連邦地裁の判断を支持した原判決を破棄し、事件を第 1 巡回区連邦控訴裁に差し戻した。

量刑について裁判官に認められる広い裁量は建国以来の伝統であり、裁判官は、連邦憲法や連邦制定法による明示的な制限のない限り、量刑に影響し得るあらゆる事情を考慮でき、そのためにあらゆる資料を参照できる。この裁量は、量刑の事後的な修正にも認められ、上訴審による破棄差し戻し後の量刑に際しては、判決言渡し後の改善状況や施設内での違反行為等を考慮することができる。量刑の修正に際しては、量刑レンジの改訂を——遡及適用が明示的に禁じられているものも含めて——参照することができる。

ファースト・ステップ法も、このような伝統を前提としており、判決以後の事情の考慮を明示的にも黙示的にも禁じていない。立法者に量刑を規制する意思があるならばそれは明示されているはずであり、それが無い以上、規制する意思はないと解すべきである。同法は、公正量刑法 2 条が「犯行時に有効であったと仮定して (as if)」量刑の修正を行うよう求めていることから、考慮要素を当初の裁判時までの事実に限定する趣旨とは解されない。仮にそのような限定の意思があるならば、「当初の裁判時に有効であったと仮定して」と規定したはずだからである。実際これまでも、ファースト・ステップ法に基づく申立てを審理する裁判実務では、最初の判決以降の更生状況や違反行為等が考慮されてきたし、量刑レンジの改訂も——直接遡及適用されないものも含めて——参照されてきた。同法のなかに、これらの運用を誤りと評すべき根拠は見出せない。

以上のような法廷意見に対し、裁判の終局性を重視する反対意見は、いった

ん確定した量刑を事後的に修正できるのは、法律が明文でそれを認めている場合に限られるとの立場から、ファースト・ステップ法が明示的に認めているのはクラック・コカイン頒布に関する量刑レンジ改訂の遡及適用だけである以上、判決後の更生状況等を考慮することは許されないと批判している。

(野村健太郎)

VIII 死刑

・ Ramirez 判決⁽¹⁸⁾

本件は、薬剤投与による死刑執行を行う室内で、牧師が、死刑囚の身体に手を置き、声を出して死刑囚のために祈ることを、死刑囚が要求したとき、これを拒否することが許されるかが問題となった事案である。

Ramirez は、強盗殺人罪で、テキサス州の陪審により、有罪とされ、死刑を宣告された。州および連邦の非常救済手続を含め、これは変更されなかった。

そこで、州が、Ramirez の死刑執行日を2017年2月2日と定めた。執行日まで1週間を切ってから、Ramirez がその停止を申し立て、連邦地裁は執行停止を認めた。次に、州は、死刑執行日を2020年9月9日と再設定した。しかし、Ramirez は、自己が所属するバプテスト教会の牧師が死刑執行時に、祈るために立ち会うことを要求し、これを禁止する州の死刑執行手順書は、信教の自由に関する合衆国憲法修正1条と2000年宗教的土地使用及び被収容者法 (Religious Land Use and Institutionalized Persons Act of 2000 (RLUIPA)) の規定 (合衆国法典第42編2000cc-1条) ——政府が施設被収容者の宗教活動に相当な制限を課すことは原則として禁止されるとしつつ、その者に対しその制限を課すことが、政府の必要な利益を推進するためであり、かつ、そのために最小限の制限手段であることを、政府が立証した場合には、例外として許されるとする——が保障する権利を侵害するとして訴訟を提起した。最終的に、州は、Ramirez の死刑執行を撤回した。

その後、州は、2021年2月5日、新しい執行日を9月8日であると Ramirez に通知した。Ramirez は、刑務所に対する苦情申立手続により、死刑執行室に

(18) Ramirez v. Collier, 142 S. Ct. 1264 (2022). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (ブライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン, ゴーサッチ, カヴァノー, バレット各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の同意意見, カヴァノー裁判官の同意意見, トーマス裁判官の反対意見がある。

霊的助言者（牧師）の在室を求めたため、州は、死刑執行手順書を改正のうえ、これを認めた（2019年10月開廷期の *Gutierrez* 事件⁽¹⁹⁾および2020年10月開廷期の *Smith* 事件⁽²⁰⁾で、連邦最高裁は、死刑執行室に霊的指導者の在室が許可されない限り、死刑執行を進めることは許されないとしており、これが、州の手順書改正を促したと解される）。次いで、6月11日、Ramirez は、さらに苦情申立てを行い、自己が所属する教会の牧師が、死刑執行中に、彼の身体に手を置き、祈りを捧げることを許可するよう求めた。州は、7月2日、この申立てを拒絶した。そこで、7月8日、Ramirez は、それに対して異議を申し立て、8月10日、連邦地裁に対し、エクイティ上の訴訟を提起し、死刑執行中、牧師が彼の体に手を触れ、ともに祈るのを禁止することは、修正1条と RLUIPA に違反すると主張し、それを許容しない限り、死刑執行を禁止することを命ずる仮差止め命令および本案の差止判決を求めた。加えて、Ramirez は、判断が出されるまでの間、死刑執行の停止を求めた。しかし、連邦地裁は、これらを拒絶し、第5巡回区連邦控訴裁も同様であった。

連邦最高裁は、Ramirez の死刑執行を停止のうえ、上告を受理した。ただし、RLUIPA 違反の関係のみを審査し、かつ、仮差止め命令の適否についてのみ判断するとした。そのうえで、大要、以下のように述べて、第5巡回区連邦控訴裁の判断を破棄し、事件を差し戻した。

まず、本案の RLUIPA 違反については、Ramirez は、RLUIPA に基づく請求で勝訴する可能性がある。なぜなら、死刑執行室における牧師の手による接触および声に出す祈りの要求は、その信仰に基づく真摯なものであり、これに便宜を与えないことは、その宗教行為を相当に制限するものである。他方、州は、この制限が、州の必要な利益を推進するための最小限の制限手段であることの立証に失敗した。

まず、声に出す祈りについては、州は、完全な沈黙の必要性をいうが、声に出す祈りの絶対的禁止が、州の必要な利益を推進するための最小限の制限手段であると証明できていない。執行妨害を防止し、執行室の厳粛さを維持することが州の必要な利益ではあるが、ケース・バイ・ケースの分析が必要であり、本件では、牧師による執行妨害の徴候は認められない。

手による接触についても、執行室の安全確保などを、州の利益として主張す

(19) *Gutierrez v. Saenz*, 141 S. Ct. 127 (2020).

(20) *Dunn v. Smith*, 141 S. Ct. 725 (2021).

るが、州は、手による接触の完全禁止が、それらを達成するための最小限の制限手段であることを証明できていない。

次に、仮差止命令発付の要件は、①仮の救済がないと Ramirez に回復困難な損害が生じること、②衡平のバランスが同人に有利であること、③仮の処分が公共の利益に合致することであるが、本件は、これらの要件を充たす。すなわち、①の要件では、Ramirez は、自分の人生の最期に、法律で保護された宗教活動が許されないことになると、その霊的損害は、金銭の損害賠償により救済されない。さらに、Ramirez は、無期限の死刑執行の停止を求めるのではなく、死刑執行中の限定された宗教活動を求めるに過ぎない。同時に、州と犯罪被害者は、刑が遅滞なく執行されることに重要な利益をもつ。以上は、両立し得るから、本件のエクイティ上の救済措置は、上記②③の要件を充たす。もし、州が、Ramirez の死刑執行日を再設定し、声に出す祈りと宗教上の接触の許可を拒絶したならば、連邦地裁は、適切な仮の救済措置を命ずべきである。

(中川武隆)

・ Nance 判決⁽²¹⁾

本件は、死刑の執行方法に関する合衆国法典第42編1983条の規定に基づく訴えの事案である。ジョージア州法では死刑の執行方法として薬物注射のみを定めているところ、死刑囚である Nance は、自身の体質のために薬物注射により著しい苦痛を受けると主張し、未だ4州で行われていた銃殺を容易に用いることができる代替措置であるとして提示して、薬物注射による死刑執行の停止を求めた。これに対し、第一審の連邦地裁は、訴えは時機に遅れたものとしてこれを斥けた。Nance の控訴を受けた第11巡回区連邦控訴裁は、Nance が求める執行停止は、同州が死刑の執行方法として薬物注射しか認めていないことに鑑み、死刑判決の無効化を含意するものであるから、1983条の訴えではなく、ハイピナス・コーパスの申立ての趣旨と理解できるとし、その申立ては再度のものであるとして斥けた。

これに対し、連邦最高裁は、Nance の訴えは1983条の規定に基づいて提起することができるとして、大要以下のとおり判示し、原判決を破棄、差し戻し

(21) Nance v. Ward, 142 S. Ct. 2214 (2022). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ブライヤー, ソトマイヨール, カヴァノー各裁判官同調) のほか、バレット裁判官の反対意見 (トーマス, アリート, ゴーサッチ各裁判官同調) がある。

た。なお、法廷意見は、最後に、Bucklew 判決⁽²²⁾が述べた引き伸ばし戦術に言及し、1983条の訴えは人身損害訴訟に係る州の出訴期限内に提起されなければならない、差戻審では、時機の問題を残された問題とともにとり上げることができる旨付言している。

死刑囚は、同人に対する特定の死刑執行の方法が修正 8 条に違反することを申し立てることができる。Glossip 判決⁽²³⁾において、当裁判所は、その主張が認められるためには、州の死刑執行方法が「害悪を生じさせる実質的なおそれ」および「実現可能で容易に実行できる代替〔措置〕であって」、当該害悪のおそれを「実際に相当程度減少させるものを特定しなければならない」と判示した。

当裁判所は、Bucklew 判決において、代替的方法の特定について、死刑囚は、「現時点で特定の州法によって認められているもののなかから選定しなければならないわけではない」と判示した。例えば、「他の州において、潜在的に実行可能な選択として確立されている手順を指し示すことができる」。

1983条とヘイピアス・コーパスとは、州の公務員による連邦憲法違反についての囚人の訴えを可能とする点での類似性はあるが、両者は手続面だけでなく対象範囲においても違いがある。当裁判所は、1983条について、ヘイピアス・コーパスの核心部分にある訴えを黙示的に除外するものとしてきた。当該核心を限定するうえで、当裁判所は、当該請求が有罪判断もしくは宣告刑の有効性を争うものであるかどうかという点に焦点を当てた。当裁判所は、囚人の求める救済が「必然的に有罪判断もしくは宣告刑の無効化を意味する」場合には、ヘイピアス・コーパスによらなければならないとした。

薬物注射の方法に関する Nelson 判決⁽²⁴⁾および Hill 判決⁽²⁵⁾では、執行方法に関する請求は1983条の側に属するとしたが、両判決は、本件の争点である、州の死刑に関する法律が代替的な執行方法を認めていない場合においても結論

(22) Bucklew v. Precythe, 139 S. Ct. 112 (2019) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2018年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学54巻1号260-263頁〔杉本一敏〕(2020年)].

(23) Glossip v. Gross, 576 U.S. 863 (2015) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2014年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学50巻1号104-107頁〔杉本一敏〕(2016年)].

(24) Nelson v. Campbell, 541 U.S. 637 (2004) [紹介, 田中編・前掲注(14)70-71頁〔渡邊卓也]].

(25) Hill v. McDonough, 547 U.S. 573 (2006).

は同じかという問題については留保した。両事件においては、州法の変更は必要とせず、成文化化されていない担当機関の手順の変更に関するものであったところ、本件は法律の変更に関わるものであり、それによって Nance の請求がヘイビアス・コーパスによるべきこととされるかについて争われている。

ジョージア州法の規定は別にして、本件は、1983条に Nelson 事件や Hill 事件よりも適合する。そのことは、代替的な方法が州法の変更を必要とするとしても該当すると当裁判所は判示する。Nance が求める救済措置は依然として他人の処刑をジョージア州の統制下に置く。もし州が死刑を執行することを欲するならば、用いることが相当程度に容易であると裁判上認められるものを承認する立法をすることができる。ジョージア州は、当裁判所に対し、当該変更のプロセスが死刑執行についての重大な障害となると考えるべき理由を提示していない。同州では、過去数回、処刑方法変更の立法をしている。他の州では、しばしば、処刑をより人道的にするため同様にしている。Nance の請求がそのような措置を必要とするからといって、処刑方法を争うものから死刑判決自体を争うものになるわけではない。

第11巡回区連邦控訴裁は、ジョージア州法についてこれを不変のものとする誤った取扱いをしたことによるのみ、反対の結論に達し得た。1983条の主たる目的の一つは、連邦憲法上の権利を擁護するために必要な場合には、州法を覆し、それによって州法の変更を強制することにある。

(田中利彦)

IX ヘイビアス・コーパス

・ Davenport 判決⁽²⁶⁾

本件は、連邦裁判所が州の受刑者にヘイビアス・コーパスによる救済を認めるか否かを判断する基準について、連邦最高裁の判例と「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」との関係が問題となった事案である。

被上告人 Davenport は、州における陪審裁判の結果、第1級謀殺で有罪と

(26) Brown v. Davenport, 142 S. Ct. 1510 (2022). ゴーサッチ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, トーマス, アリート, カヴァノー, バレット各裁判官同調)のほか、ケーガン裁判の反対意見 (ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調)がある。

された。事実審理において同人は、片手、腰および両足首に戒具を装着されたままの状態であったが、同人が着席したテーブルのまわりにはプライバシー保護のためのスクリーンがあり、戒具は法廷内にいる多くの者には見えなかった。

上訴審において、Davenport は、有罪判決は Deck 判決⁽²⁷⁾——合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項は、「特別な必要」のない限り、被告人に戒具を装着することを禁止しているとする——に照らして破棄されるべきであるとした。

記録上、いかなる「特別な必要」もなかったとして、州最高裁は Deck 判決違反があったとして、Chapman 判決⁽²⁸⁾——連邦憲法違反となる瑕疵があった場合において、検察官がその瑕疵が合理的な疑いを超えて無害なものであることを立証できれば、有罪判決の破棄は要求されなかった——のもとで、Deck 判決違反が合理的な疑いを超えて無害なものであることを検察官が証明できるかを判断させるため、事件を事実審裁判所に差し戻した。

差し戻し後、証拠調べにおいて、陪審は戒具が装着されていたことは評決に影響していないと証言し、検察側は立証責任を果たしたとされた。Davenport は再び上訴したが、州裁判所では容れられなかった。

Davenport は連邦のヘイビアス・コーパスを求めたが、連邦地裁は AEDPA——州の受刑者に対して連邦裁判所がヘイビアス・コーパスによる救済を認める権限を制限している——のもとでは救済は認められないとした。

これに対して、第6巡回区連邦控訴裁は、AEDPA のもとで事件を審理せず、代わりに Chapman 判決のルールを修正したとされる Brecht 判決⁽²⁹⁾——連邦のヘイビアス・コーパスの手續において州裁判所の有罪判決を争う州の受刑者は、連邦憲法違反となる瑕疵が審理の結果に「重大かつ有害な効果と影響 (substantial and injurious effect or influence)」を有していることを証明しなければならないとする——に依拠して、Davenport は Brecht 判決のもとでの証明を果たしたとして、連邦地裁の判決を破棄し、ヘイビアス・コーパスによる救済を認め、州に対し再審理と Davenport の釈放を命じた。

連邦最高裁は、Brecht 判決と AEDPA の相互関係に関する連邦控訴裁間の

(27) Deck v. Missouri, 544 U.S. 622 (2005) [紹介, 田中編・前掲注 (14) 93-94 頁 [田中]].

(28) Chapman v. California, 386 U.S. 18 (1967).

(29) Brecht v. Abrahamson, 507 U.S. 619 (1993).

判断の不統一を解消するために上告を受理し、概ね以下のように述べて、第6巡回区連邦控訴裁による原判決を破棄・差戻しとした。

州裁判所が州の受刑者の主張について実質的な判断をしたとき、連邦裁判所がヘイビース・コーパスによる救済を認めるには、Brecht判決の基準と連邦議会が定めたAEDPAの基準双方を適用しなければならない。第6巡回区連邦控訴裁が、DavenportがBrecht判決における証明を果たしているという判断のみに基づいて救済を与えたことは誤りである。

連邦議会が連邦憲法上有効な判断のルールを補完したときには、連邦裁判所はそれに従わなければならない。AEDPAにおいて、連邦議会は、連邦裁判所は一定の条件が充たされていない限り、州裁判所において実質的な判断を経た主張を理由とする請求に関しては救済を認めてはならないとしたのである。

確かに、本件において、連邦裁判所が救済を認めるには、州の受刑者がBrecht判決の基準のもとで確実に証明を果たしている必要があるが、Brecht判決の基準を充足することはヘイビース・コーパスによる救済の必要条件であって十分条件ではないのであって、AEDPAの基準も充たさなければならないのである。

連邦議会は、AEDPAにおいて、州裁判所が州の受刑者の主張について実質的な判断をしている場合、連邦裁判所は、州裁判所の判断が、①当裁判所の判断によって明確に確立された連邦法に反しているか、またはそのような連邦法の不合理な適用に当たる場合、あるいは②州裁判所の手続で示された事実の不合理な認定に基づいている場合でない限り、ヘイビース・コーパスによる救済を認めてはならないとした（合衆国法典第28編2254条（d））。

Davenportは、AEDPAの基準はBrecht判決の論理的な副産物であるので、第6巡回区連邦控訴裁は、同人がBrecht判決の基準を充たしているのであればAEDPAの基準も充たしたと必然的に判断したのだと主張するが、これは誤りである。Brecht判決における害の証明は、AEDPAのもとで奏功する証明に相当するものではない。Brecht判決とAEDPAそれぞれにおける審査は異なるのである。AEDPAは、あらゆる公正な精神を持った法律家であれば瑕疵が有害であると認めるか否かを問うのに対して、Brecht判決はヘイビース・コーパスを審理する連邦裁判所自体が受刑者の評決について重大な疑いを抱くか否かを問うのである。それぞれの問いに返答するにあたって裁判所が利用する法的資源も異なるのである。AEDPAは州裁判所の判断が当裁判所の明確に確立された判決に反していることが必要であるとしている一方、Brecht判決は

法の総体に基づいて分析することを促している。第 6 巡回区連邦控訴裁が、Brecht 判決の基準が十分に充たされていると分析していても、その分析では AEDPA のもとで救済を認めるには不十分なのである。

(松田正照)

・ Ramirez 判決⁽³⁰⁾

本件は、州の有罪判決後の手続において弁護人から有効な弁護を受けることができなかったという主張に基づき、ヘイビアス・コーパスの請求を受けた連邦裁判所が、証拠調べ (evidentiary hearing) などを実施することができるか否かが問題となった二つの死刑事件の事案である。

被告人 Ramirez と同 Jones は、州の裁判所において有罪判決を受け、死刑を言い渡された。州における有罪判決後の救済の申立てが斥けられた後、Ramirez らは、弁護人から有効な弁護を受けることができなかったと主張して、合衆国法典第 28 編第 2254 条に基づき連邦のヘイビアス・コーパスを請求した。連邦地裁は、いずれの事案についても、請求人の主張は、州の裁判所で提起されておらず、手続的瑕疵 (procedural default) があるとした。これに対し、Ramirez らは、有罪判決後の手続における弁護人の有効なものではない弁護が手続的瑕疵を許容する理由となり得るとした Martinez 判決⁽³¹⁾に基づき、本件の手続的瑕疵は許容されると主張した。

連邦地裁は、Ramirez に対し、手続的瑕疵の許容に係る主張に関して、州の裁判所には提出されなかった証拠の提出を認めた。そして、新たな証拠に基づき、手続的瑕疵は許容されるとしたが、弁護人による有効な弁護に係る請求の本案については、その主張を斥けた。これに対し、第 9 巡回区連邦控訴裁は、請求の本案に関するさらなる証拠調べのために、連邦地裁の判決を破棄し、差し戻した。他方、Jones の事件について、手続的瑕疵を許容すべき「正当な理由」と「現実の不利益」に関する長期にわたる証拠調べを経て、連邦地裁は、手続的瑕疵は許容されるとしたうえで、州裁判所での弁護人の弁護は有効なも

(30) Shinn v. Ramirez, 142 S. Ct. 1718 (2022). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, アリート, ゴーサッチ, カヴァノー, バレット各裁判官同調) のほか, ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) がある。

(31) Martinez v. Ryan, 566 U.S. 1 (2012) [紹介, 田中優企・比較法雑誌52巻 4号189頁 (2019年)].

のではなかったとの判断を示し、連邦控訴裁はこれを維持した。

州側は、有罪評決後の手続において弁護人が州裁判所に証拠を提出するのを怠ったという理由のみで、連邦の裁判所が証拠調べをすること (evidentiary development) は、2254条 (e) (2) のもと許されないと主張し、上告受理を申し立てた。

連邦最高裁は、大要、次のような判断を示し、原判決を破棄した。

2254条 (e) (2) のもと、連邦のヘイビアス・コーパスの請求を審理する裁判所は、州における有罪評決後の弁護人の弁護が有効なものではなかったことを理由に、証拠審理などを実施することは許されない。連邦と州の二重の主権構造を尊重するという観点から、連邦のヘイビアス・コーパスによる救済の範囲は厳格に制限されている。これを担保するために、連邦議会と連邦裁判所は、州の受刑者に対し、連邦への請求に先立ち、州において利用可能な救済手続を尽くすよう求めている。もっとも、連邦裁判所は、州の手続を尽くしていないという手続的瑕疵がある場合に、一律に請求を斥けるわけではない。請求者が、当該瑕疵には「正当な理由 (cause)」があることと、連邦法違反によって「不利益」が生じていることを証明すれば、連邦裁判所は、当該瑕疵を許容し、その請求について判断することができる。

「正当な理由」についていえば、連邦憲法が弁護人による弁護を保障していない手続においては、弁護人の懈怠・過誤は、前記の瑕疵を許容すべき理由にはならない。確かに、Martinez 判決において、当裁判所は、州における有罪評決後の手続における弁護人の有効なものではない弁護は、事実審理における弁護人による有効ではない弁護に基づく請求との関係では、手続的瑕疵を許容すべき「正当な理由」に当たるとの例外を認めた。しかし、この例外が妥当するのは、事実審理における弁護人による有効でない弁護に係る主張について、州が受刑者に対し、州のヘイビアス・コーパス等の手続においてまず提起することを求めている場合に限られる。

また、2254条 (e) (2) は、州裁判所において請求の根拠となる事実に関する証拠を提出していない場合、すなわち、州の裁判所の記録が作成・整備されていない点につき、請求人に落ち度がある (at fault) 場合に、請求に関する証拠審理に対し厳格な制限を設けている。本件は同条の定める例外には該当しない。これに関して、被上告人は、事実審理における弁護人の弁護に係る主張に関して、州の有罪評決後の手続において弁護人が証拠の提出などを怠った場合、請求人には落ち度はないという。しかし、州の有罪評決後の手続について

は、連邦憲法上、有効な弁護を受ける権利が保障されているわけではない。そのため、当該手続における弁護人の過誤・懈怠の危険は、請求人が負担しなければならない。また、被上告人は、Martinez 判決の趣旨を拡張し、有罪評決後の手続における弁護人の弁護が有効なものではなかった場合にも、2254条(e)(2)との関係で、請求人の落ち度を許容するよう求めている。しかし、Martinez 判決自身が、その趣旨を拡張することを厳に禁じている。むしろ、本件の Jones の主張に関して、長期にわたって実施された証拠調べなどは、Martinez 判決が当初の文脈を離れて適用される場合に、州側に課される不適切な負担の最たる例といえる。被上告人は、2254条(e)(2)が禁止しているのは「請求に関する証拠調べ」のみであるから、手続的瑕疵に関する「正当な理由」および「不利益」の有無を判断するための証拠調べは許容されるとも主張する。しかし、連邦のヘイビアス・コーパスの審理に当たる裁判所は、2254条(e)(2)の定める例外が充たされない限り、いかなる目的のためであったとしても、落ち度のある請求人の手続的瑕疵ある請求に関して、証拠調べを実施することはできない。

これに対し、反対意見は、有罪評決後の手続における弁護人が事実審理の弁護人の弁護に係る証拠を提出しなかった点について、請求人にその責めを帰すのであれば、結局、Martinez 判決などは骨抜きにされると批判している。

(原田和往)

・その他

ヘイビアス・コーパス等についての本開延期の判決としては、ほかに、ヘイビアス・コーパスの請求に係る審理における裁判官の法的誤謬 (error of law) は、連邦民事手続規則60条にいう「誤謬 (mistake)」に当たるとしたうえで、そうした法的誤謬を理由とする判決に対する救済の申立ては、同条(b)(1)の申立てに該当し、同条(c)の定める1年の出訴期限の対象となつた Kemp 判決⁽³²⁾、請求人の申立てに応じて、連邦地裁が全令状法 (All Writs Act) に基づき、脳機能画像診断のために移送を命じたのに対し、ヘイビアス・コーパスの審理において、その診断結果が証拠として許容されることが示されてお

(32) Kemp v. United States, 142 S. Ct. 1856 (2022). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ブライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン, カヴァノー, バレット各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の同意意見、ゴーサッチ裁判官の反対意見がある。

らず、当該命令はその審理に必要とも適切ともいえないとした *Twyford* 判決⁽³³⁾がある。

(原田和往)

X 刑事実体法

・Taylor 判決⁽³⁴⁾

本件は、合衆国法典第18編924条(c)(1)(A)による加重処罰の適否が争われた事件である。同条は、「暴力的犯罪」の際に、あるいは、これに関連して、火器を使用・携帯等した場合に刑罰を加重する規定であるが、「暴力的犯罪」については、同(c)(3)(A)および(B)に定義規定が置かれている。

①人または他人の財産に対して、物理的な実力の行使またはその試み、物理的な実力を用いる旨の脅迫が要素となる犯罪(924条(c)(3)(A))、②その性質に照らし、犯罪遂行の過程で、人または他人の財産に対して物理的な実力が用いられるかもしれない実質的な危険性を含む犯罪(同(B))である。前者が要素条項、後者は残余条項と呼ばれるが、残余条項については、*Davis* 判決⁽³⁵⁾で違憲との判断が下されている。

Taylor は、ホップス法(合衆国法典第18編1951条(a))上の強盗未遂により有罪とされたものであるが、その量刑にあたっては、924条(c)による加重がなされた。*Taylor* は、強盗未遂は、暴力的犯罪に当たらないとして、ヘイビアス・コーパスを請求したものである。

第4巡回区連邦控訴裁が、この請求を認めたため、検察官が上告受理を申し立てた。連邦最高裁は、大要、以下のように判示し、強盗未遂は、暴力的犯罪

(33) *Shoop v. Twyford*, 142 S. Ct. 2037 (2022). ロバーツ長官執筆の法廷意見(トーマス, アリート, カヴァノー, バレット各裁判官同調)のほか、ブライヤー裁判官の反対意見(ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調)、ゴースッチ裁判官の反対意見がある。

(34) *United State v. Taylor*, 142 S. Ct. 2015 (2022). ゴースッチ裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン, カヴァノー, バレット各裁判官同調)のほか、トーマス裁判官の反対意見, アリート裁判官の反対意見がある。

(35) *United States v. Davis*, 139 S. Ct. 2319 (2019) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2018年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学54巻1号265-267頁〔芥川正洋〕(2020年)].

に当たらず、924条(c)(1)(A)による加重処罰の対象ではないとして、上告を棄却した。

連邦法上の犯罪が、924条(c)(1)の要素条項により、加重処罰の対象となるかということについて、当裁判所は「カテゴリー・アプローチ」を採用しなければならない。要素条項に関しては、連邦法上の犯罪が「要素として」物理的な実力行使等を含んでいるかということを検討しなければならない。

強盗未遂として処罰するために、検察官が証明しなければならない要素は、不法に財産を奪取または獲得するために、実力の行使または実力行使の脅威を手段とすることを意図していたこと、そして、犯罪の完遂に向けた「重要な段階」に至っていたことである。前者については、「意図」を証明すれば十分であり、後者については、実力を実際に行使すること、あるいはそれを試みたことまでは要求されない。アメリカ法律協会(American Law Institute)の模範刑法典(Model Penal Code) 222.1条でも、実際に脅迫行為を行う前に犯行が阻止された場合でも、強盗未遂としての処罰には十分であるとされている。例えば、武装強盗を行う計画のもとで、店舗の敷居をまたいだというような場合に、強盗未遂として処罰することに妨げはないが、このような場合、実力を行使してはいないし、行使を試みてもいないのである。このような事例で明らかのように、要素条項のもとで、強盗未遂は暴力的犯罪とはされないのである。

検察官の主張は、④暴力的犯罪は暴力的犯罪の未遂も含む、⑤「重要な段階」にはすでに実力行使又はその試み等が含まれている、⑥要素条項の定義中の「脅迫(threat)」は、社会の安全や秩序への「脅威」をもたらすことも含む、というものである。

④の主張には疑問がある。制定法は、被告人が実際に暴力的犯罪を行ったかどうかだけを問題にしているものであり、実力行使等を要素とする犯罪の未遂となる犯罪とは規定していないのである。

⑤の主張もやはり疑問がある。先の武装強盗の例に示されるように、未遂犯の「重要な段階」には、実力行使等は必要な要件ではないのである。

⑥の脅迫の文言を、社会に対する「脅威」の意義で用いている立法例は、散見されるところである。しかし、このような場合には、「脅威を引き起こす」「脅威を示す」という規定のされ方をしているのであり、本件の規定のあり方とは異なる。また、脅迫は、実力の「行使」「行使の試み」と同格で規定されているのであるから、これらと同様に、「脅迫」は、実際に脅迫の内容が他者に伝達されることの意味で捉えることが制定法の解釈として適切である。確か

に、残余条項では物理的実力行使がなされる「実質的リスク」が抽象的に検討される。当裁判所はこの残余条項をすでに違憲無効であると判断したのではあるが、仮に検察官が残余条項の適用されていた事案に要素条項を適用するためにこのような解釈をとるのであれば、要素条項と残余条項の相違が失われ、法律が両者を別個に規定した趣旨を失わせてしまうことになる。

さらに、検察官は、©について、脅迫には害悪の内容が相手に伝達されている必要があることを認めたとうえで、多くの強盗未遂の事案では、そのような脅迫がなされているから、強盗未遂も暴力的犯罪に該当すると主張している。確かに、Taylor は、脅迫を伝達していない場合でも強盗未遂が認められた事例を示してはいる。しかし、このことは何ら問題とはならない。検察官のこの主張は、制定法に合致しない。制定法は、当該犯罪が通常は強制力による脅迫を伴うかどうかを問題にしているのではなく、その事件の要素として、実力行使、行使の試み、実力行使による脅迫が証明されなければならないかを問題にしているのである。

検察官は、Duenas-Alavares 判決⁽³⁶⁾にも言及している。同判決は、移民及び国籍法による退去強制の根拠となる包括的「窃盗」に、州裁判所で適用された州法上の犯罪が含まれるかが争われたものである。そこでは、州法の解釈が問題とされ、州裁判所が特殊な形で法適用を行っていないかが問題とされているのであって、本件とは事案を異にする。

(芥川正洋)

・ Ruan 判決⁽³⁷⁾

本件は、「認められた場合でないのに (Except as authorized)」, 規制薬物を頒布、投与等することを禁じる合衆国法典第21編841条の「認識してあるいは意図して (knowingly or intentionally)」という主観的要件が、同条の「認められた場合でないのに」との文言にかかるものであるか否かが争われた事案である。

上告人 Ruan と Kahn は、規制薬物を処方する免許を受けた医師であるが、連邦規則において規制薬物の処方、個々の医師が通常の職業上の行為の過程

(36) Gonzales v. Duenas-Alvarez, 549 U.S. 183 (2007).

(37) Ruan v. United States, 142 S. Ct. 2370 (2022). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ソトマイヨール, ケーガン, ゴーサッチ, カヴァノー各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の結論同意意見 (トーマス裁判官同調, バレット裁判官一部同調) がある。

において正当な医療上の目的のために行うことができるとされているところ、上告人らは、841条に違反したとして起訴された。

Ruan と Kahn はそれぞれ、規制薬物の調剤は有効な処方箋に基づくものであったから合法である、そして、もし処方箋が基準を充たしていなくてもそれは故意に行ったものではないと主張した。Ruan は、処方箋が基準を充たしていないと知っていたことを検察官が証明しなければならないと陪審に説示するよう求めたが、連邦地裁はこれを斥け、その代りに陪審に対し、医師が「患者を医学的に扱う際に、善意で、アメリカ合衆国の医学実務一般に理解され受け容れられる基準に従って」薬物を処方する場合はその行為は合法であると説示した。そして、陪審は両事件とも有罪と判断し、Ruan の事件について第11巡回区連邦控訴裁も、Kahn の事件について第10巡回区連邦控訴裁も、有罪判決を支持した。上告人らは、主観的要件についての陪審説示、そして、841条による有罪判決は違法であり無効であると争った。

連邦最高裁は、原判決を破棄し事件を差し戻す判断を下した。法廷意見は、大要、次のとおりである。

刑法は一般的に、被告人に非難に値する心理状態があることを要求し、その非難に値する心理状態である故意としては、被告人にその行為について刑事責任を負わせるのに必要な程度の認識が要求される。それゆえ、裁判所は、例えば「認識して」という文言は、直接的にそれがかかる文言だけではなく、その他の「悪しき行為を無罪の行為から分ける」文言も修飾すると判断してきた。841条において許可の有無は、無罪の行為と違法な行為とを分けるうえで極めて重大な役割を果たす。そこで、841条の「認識してあるいは意図して」という主観的要件は、「認められた場合でないのに」という文言にかかると解すべきである。

検察官も同意意見も補足的に885条について指摘するが、同条は、規制薬物法違反の事件において、免除あるいは例外に関する証拠提出の責任は、その利益を主張する者、すなわち被告人が負うとするものに過ぎない。そして、被告人が自己の行為が認められていたことについて証拠提出の責任を果たしたならば、検察官は合理的な疑いを超える程度に、被告人の行為が認められていなかったことを証明しなければならない。したがって、885条は主観的要件には無関係である。

検察官は、主観的要件の代わりに、「客観的に賢明で誠実な努力」あるいは「客観的な誠実な努力」という基準を主張するが、841条は、「認識してあるい

は意図して」という文言を用いており、「誠実」、「客観的」、「賢明」、「真摯な努力」といった文言はどこにも用いられていない。検察官は、結局、医師が認められていない行為を認識しつつ、あるいは意図的にしたことを証明するように要求するならば、信頼できない医師たちが自身の処方への許可について不合理な主張をして責任を逃れることを許してしまうことになる」と主張する。しかし、当裁判所はこのような主張はしばしば斥けてきた。本件においても同様である。

当裁判所は、2つの連邦控訴裁による原判決を破棄して、陪審の説示の誤りが無害かということだけでなく、それが本判決で示した主観的要件の基準に従うものか審理させるべく、本件を差し戻す。

(大庭沙織)

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判決としては、ほかに、銃器の不法所持で有罪となった者につき、特定の重罪前科が3犯以上ある場合に刑の加重を定める武装常習犯罪者法(合衆国法典第18編924条(e)(1))を適用するにあたり、当該前科はそれぞれ別の機会に行われたものであることを要するところ、被告人の前科とされる10件の侵入盗はすべて同一機会に行われたものであるから、当該条項のもとでは1件の前科としてのみ計算できるに過ぎないとして、第6巡回区連邦控訴裁の判決を破棄して差し戻した Wooden 判決⁽³⁸⁾がある。

(田山聡美)

XI その他

・Thompson 判決⁽³⁹⁾

上告人 Thompson の親族が、彼が生後1週間の娘を性的に虐待していると

(38) *Wooden v. United States*, 142 S. Ct. 1063 (2022). ケーガン裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, ブライヤー, ソトマイヨール, カヴァノー各裁判官同調, トーマス, アリート, バレット各裁判官一部同調)のほか, ソトマイヨール裁判官の同意意見, カヴァノー裁判官の同意意見, バレット裁判官の一部同意・結論同意意見(トーマス裁判官同調), ゴーサッチ裁判官の結論同意意見(ソトマイヨール裁判官一部同調)がある。

(39) *Thompson v. Clark*, 142 S. Ct. 1332 (2022). カヴァノー裁判官執筆の法廷意

通報した。これを受けて救急隊員と警察官がアパートへ行くと、Thompson は容疑を否定し、立入りを拒んだ。警察官らは法執行を妨害したとして Thompson を逮捕した（なお、のちに病院で娘を診察したところ、虐待の兆候はみられなかった）。

Thompson は 2 日間にわたって身柄を拘束されたが、誓約書を提出して釈放された。その後、事実審理の前に検察は手続を終了させる方向で動き、事実審裁判所の裁判官が手続を打ち切った。裁判官も検察官も、手続打ち切りの理由については何も説明しなかった。

Thompson は、彼を逮捕した警察官らに対して合衆国法典 42 編 1983 条に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、不法行為に当たる悪意による訴追 (malicious prosecution) で合衆国憲法修正 4 条の権利が侵害されたと主張した。こうした主張を試みる場合、原告は、刑事手続が自己に有利に終了したこと (favorable termination) を示さなければならない。そして、第 2 巡回区連邦控訴裁判の先例によれば、それは、単に有罪判決に至ることなく刑事手続が終了したということとどまらず、自らの無罪を示唆する何らかの証拠——例えば、無罪判決や、証拠不十分であるとの言明を伴う訴追の取下げなど——に基づいて刑事手続が終了したことの証明までを要求するものである（なお、この点については連邦控訴裁判間で解釈が分かれていた。第 11 巡回区連邦控訴裁判は有罪判決に至ることなく刑事手続が終了すればそれで足りると解していたのに対し、複数の連邦控訴裁判所が第 2 巡回区連邦控訴裁判と同じ立場をとっていた）。

事実審裁判所は、そうした先例は変更すべきであるとし、原告は有罪判決に至ることなく刑事手続が終了したことを示せば足りるとして、Thompson の主張を認めた。これに対し、第 2 巡回区連邦控訴裁判は自らの先例を維持し、Thompson の請求を斥けた。

上告を受理した連邦最高裁は、大要以下のように述べて原判決を破棄し、事件を差し戻した。

悪意による訴追に対して損害賠償を求めるために、原告は、①刑事手続が相当な理由なく開始されたこと、②訴追の動機が悪意であること、③刑事手続が自己に有利な形で終了したことを証明しなければならない。本件の争点は③の解釈である。

見（ロバーツ長官、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン、バレット各裁判官同調）のほか、アリート裁判官の反対意見（トーマス、ゴースッチ各裁判官同調）がある。

我々は、現在の合衆国法典42編1983条に相当する、1871年公民権法1条に関する制定当時の理解を振り返らなければならない。その頃、アメリカの裁判所のほとんどは、有罪判決に至ることなく刑事手続が終了していれば、自己に有利な形で刑事手続の終了の要件は充たされるものと解釈していた。したがって、例えば、とくに理由なく検察官が訴追を断念したとか、裁判所が公訴を棄却したとかいった場合であっても、この要件は充足されると解されていたのである。これに対し、被上告人 Clark は、1871年当時のアメリカの裁判所はこの問題につき特定の立場を確立していなかったと主張する。しかし、Clark が依拠する裁判例や論文は、刑事手続が被告人に有利な形で終了したか否かではなく、そもそも刑事手続が終了したか否かという点にフォーカスしたものであって、本件の争点に関する解釈に変更を加えさせるものではない。

また、Clark は——この問題につき彼と同じ立場をとってきたいくつかの連邦控訴裁と同様に——アメリカ法律協会 (ALI) による1976年第2次不法行為法リステイトメントのあるコメントを根拠として持ち出す。そこでは、悪意による訴追に対して損害賠償請求を行うためには、被告人の無罪を示唆するような何らかの形で刑事手続が終了したことが必要である、とされている。しかし、このコメントは、1871年当時におけるアメリカの不法行為法に関するコンセンサスを記述しようとしたものではなく、本件でこれに依拠するのは適切ではない。

加えて、以下の点も指摘することができる。まず、刑事事件の被告人が不当に訴追されたか否かということや、それを理由に救済を求め得るか否かということは、検察官や裁判所が刑事手続を終了させる理由を説明したか否かということとは無関係である。また、刑事手続の終了に際して無罪を示唆する何らかの証拠が伴っていたことまでを要求するとすると、政府が確たる証拠もなく訴追手続を開始し、とくに説明もなく事実審理前に手続を打ち切ったような場合にはこうした主張ができないが、逆に、政府が事実審理に進むだけの実質的な証拠をもっていた場合にはこうした主張が可能になり得るという逆説的な事態も生じかねない。さらに、そこまでの要求をすることが、濫用的な民事訴訟の提起から法執行官を守るという目的のために必要であるともいえない。原告は相当な理由なく訴追手続が開始されたことを証明しなければならないし、一定の場合には免責の余地もあり、法執行官はそれらによって保護されているといえるからである。

以上より、当裁判所は、1983条に基づき悪意による訴追に対して損害賠償を

求める場合において、原告は、有罪判決に至ることなく刑事手続が終了したことを証明すれば足りるのであり、自己の無罪を示唆する何らかの証拠が伴っていたことまでの証明は不要であると結論する（なお、その他の要件に関してさらに審理を尽くさせるため、第2巡回区連邦控訴裁に事件を差し戻す）。

（滝谷英幸）

・ New York State Rifle & Pistol Ass'n 判決⁽⁴⁰⁾

本件は、それぞれ、目的や態様を限定した拳銃所持の免許を受けていたニューヨーク州在住の被告人 Koch と Nash が、一般的な自衛を理由として、公の場での外部から見えないかたちでの携帯も可能となる無限定の免許を求めたのに対し、州当局がこれを拒絶したことから、両名および銃器擁護団体であるニューヨーク州ライフル・ピストル協会（New York State Rifle & Pistol Association, Inc.）が、当該拒絶は武器を保有し携行する権利を定めた合衆国憲法修正2条の権利を侵害するとして、合衆国法典第42編1983条に基づく宣言的判決および差止命令を求め、関係当局者を訴えた事案である。

ニューヨーク州は、家の内外を問わず、無免許で銃器を所持すること（possession of a firearm）を犯罪とした。拳銃所持の免許について、同州法の規定（N. Y. Penal Law Ann. §400.00）では、自宅・事業所での所持、職務に関連する所持およびアンティーク銃所持以外の、場所・目的を限定しない所持・携帯が認められる要件として、拳銃を「所持し、または、外部から見えないように携帯する免許の発布について、適正な理由（proper cause）が存在すること」を規定している。この「適正な理由」について、同州裁判所の判例では、免許申請者が、一般的な社会とは区別される自衛のための「特別な必要性」を示す必要があるとされていた。この点について、被告人 Koch と Nash は、自衛への一般的関心に基づいて、公の場で拳銃を携帯するために免許証を申請したが、適正な理由の要件を充たさないとして却下された。

第一審の連邦地裁では、証拠調べのないまま訴えが棄却され、第2巡回区連邦控訴裁は同判決を支持した。これに対し、連邦最高裁は、大要以下のように

(40) New York State Rifle & Pistol Ass'n v. Bruen, 142 S. Ct. 2111 (2022). トーマス裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、アリート、ゴーサッチ、カヴァノー、バレット各裁判官同調）のほか、アリート裁判官の同意意見、カヴァノー裁判官の同意意見（ロバーツ長官同調）、ブライヤー裁判官の反対意見（ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）がある。

判示して、原判決を破棄し、事件を差戻した。

当裁判所は、Heller 判決⁽⁴¹⁾において、修正 2 条が自衛のために「武器を保有し携行する (to keep and bear arms)」個人の権利を保護していると判示し、McDonald 判決⁽⁴²⁾において、それが修正14条を通じて州にも適用されると判示した。銃規制を正当化するために、手段・目的審査 (means-end scrutiny) は必要ではなく、政府は、その規制が銃規制の歴史的伝統と一致すると証明しなければならない。

修正 2 条の文言から、自衛のために公の場で拳銃を携帯することが保護されていると結論付けるのに困難はない。同条には、家のなかと公の場との区別を示す文言はなく、「携行」の定義には当然、公の場で武器を携帯することも含まれる。

また、歴史的証拠は、方法や目的によっては武器の携帯が規制対象であったことを示すが、それらの規制は、一般的な自衛の必要性がある法を遵守する市民が公の場で武器を携帯することを妨げるようには運用されてこなかった。

被告人は、適正な理由の要件を正当化するアメリカの伝統を特定し得ていない。政府は、個人の防衛のために一般的に使用される銃器を公の場で携帯することを広く禁止してこなかったし、自衛のための特別な必要性を示すことを市民に普く要求することもなかった。それゆえ、当該要件は、修正 2 条の権利を行使することを妨げているがゆえに、修正14条にも違反する。

(渡邊卓也)

(41) District of Columbia v. Heller, 554 U.S. 570 (2008) [紹介, 会沢恒・北大法学論集60巻 2号306頁 (2009年), 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2007-2008年開廷期重要判例概観」アメリカ法2008年 2号203-215頁 (2009年), Shawn Huizenga・近畿大学法学57巻 2号109頁 (2009年), 富井幸雄・アメリカ法2009年 1号153頁 (2009年), 青山武憲・日本法学76巻 1号29頁 (2010年), 勝田卓也・法学雑誌57巻 2号286頁 (2011年), 樋口ほか編・前掲注(9) 106頁 [富井幸雄], 田中編・前掲注(14) 235-238頁 [田中]].

(42) McDonald v. City of Chicago, 561 U.S. 742 (2010) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2009-2010年開廷期重要判例概観」アメリカ法2010年 2号275-280頁 (2011年), 浅香吉幹・アメリカ法2011年 1号238頁 (2011年), Shawn Huizenga・近畿大学法学59巻 2=3号117頁 (2011年), 田中編・(12) 124-127頁 [田中]].

・その他

以上のほか、9.11事件後、アルカイダの中堅幹部として、アメリカに対する将来の攻撃について知識を有していると目され、ポーランドにあるとされるが公には存在自体が秘密にされているCIAの拘束施設で拘束されていた被上告人が、当該施設で虐待を受けたとして、これに関与したポーランド国民を同国で告訴した事件について、ポーランドの検察当局からアメリカに司法共助条約に基づく情報提供の要請をしたが、国家の安全保障への悪影響を理由にアメリカがこれを拒否したため、ポーランド検察当局が捜査の続行を断念したところ、ヨーロッパ人権裁判所への提訴があり、これを受けて捜査が再開されたという状況下で、ポーランドの検察官から情報の提供を求められた被上告人が、合衆国法典第28編1782条の国際司法共助の規定に基づき、連邦地裁に対し、CIAから業務を請け負っていた2人のアメリカ国民に対するポーランドにおける拘束施設に関する供述のための出頭・文書提出の命令状の発付を求め、これを連邦地裁が認めたところ、国家秘密特権を理由として連邦政府が異議を申し立てた事案について、ポーランドにおける拘束施設の存否自体が国家秘密特権の対象となることなどを理由に、連邦政府の異議を認める内容の判断を示したZubaydah判決⁽⁴³⁾、カリフォルニア州のイスラム教徒コミュニティに属する被上告人3人が、連邦政府は彼らおよび他のイスラム教徒を1978年外国情報活動監視法(Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978)のもとで非合法的な監視対象としているとして、FBI等を被告として提起した想的クラス・アクションにおいて、FBI等が、同事件における請求に不可欠である対諜報活動情報の開示は国家安全保障を脅かすとして、国家秘密特権を援用して訴えの却下を求めた事案について、同法上の通信の監視活動の適法性審査について規定した合衆国法典第50編1806条(f)の規定は国家秘密特権を排除しないとして、国家秘密特権の援用を否定した連邦控訴裁の判決を破棄、差し戻したFazaga判

(43) United States v. Zubaydah, 142 S. Ct. 959 (2022). プライヤー裁判官執筆の一部法廷意見(ロバーツ長官同調, カヴァノー, バレット, ケーガン, トーマス, アリート各裁判官一部同調)のほか、トーマス裁判官の一部同意・結論同意意見(アリート裁判官同調), カヴァノー裁判官の一部同意意見(ロバーツ長官同調), ケーガン裁判官の一部同意・一部反対意見, ゴーサッチ裁判官の反対意見(ソトマイヨール裁判官同調)がある。

なお、この判決の紹介として、弘中聡浩・法律のひろば75巻11号64頁(2022年)がある。

決⁽⁴⁴⁾、カナダ国境に接する土地で「密輸業者の宿」と呼ばれる旅館を経営していた被上告人が、国境警備隊員による違法な有形力の行使等を理由に提起した Bivens 訴訟で、Bivens 訴訟の救済の射程は被上告人の主張には及ばないとしてこれを斥けた連邦地裁判決を第 9 巡回区連邦控訴裁が破棄したのに対し、立法によらない Bivens 訴訟の新たな訴訟原因創出についての消極的な姿勢の立場を改めて確認し、Bivens 判決の法理は被上告人の主張に係る訴訟原因を創造するものではないとして、原判決を破棄した Boule 判決⁽⁴⁵⁾、チェロキー・インディアンである継子の育児放棄をしたとして州裁判所に起訴された非インディアンである被告人が有罪となり、控訴審において、事件継続中であった連邦最高裁の2019年10月開廷期の McGirt 判決⁽⁴⁶⁾を根拠に、州は管轄を有しないと主張した事案で、州および連邦の双方に管轄ありとした Castro-Huerta 判決⁽⁴⁷⁾がある。

(田中利彦)

(44) *FBI v. Fazaga*, 142 S. Ct. 1051 (2022). 法廷意見はアリート裁判官が執筆（全裁判官一致）。

(45) *Egbert v. Boule*, 142 S. Ct. 1793 (2022). トーマス裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、アリート、カヴァノー、バレット各裁判官同調）のほか、ゴースッチ裁判官の結論同意意見、ソトマイヨール裁判官の結論同意・一部反対意見（ブライヤー、ケーガン各裁判官同調）がある。

(46) *McGirt v. Oklahoma*, 140 S. Ct. 2452 (2020).

(47) *Oklahoma v. Castro-Huerta*, 142 S. Ct. 2486 (2022). カヴァノー裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、トーマス、アリート、バレット各裁判官同調）のほか、ゴースッチ裁判官の反対意見（ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）がある。

